

久米南町指定給水装置工事事業者の指定事項変更届出要領

1. 届出の手続き

次の書類を提出して下さい。

- (1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書※会社印等押印
- (2) 申請者が個人であって、氏名又は住所の変更である場合には、その住民票の写し
申請者が法人であって、名称及び住所並びにその代表者の氏名の変更である場合には「定款」及び「履歴事項全部証明書」
- (3) 申請者が法人であって、役員（代表者を含む）の氏名の変更である場合には、「誓約書兼同意書（別記様式）」及び「履歴事項全部証明書」
- (4) 指定書の書き換えを必要とする場合には、「給水指定書書き換え申請書」及び現在の「指定書」

2. 届出に関する書類の提出先

届出等の書類は、久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、受付後の書類は返却しません。

3. 届出に関する書類の作成要領

届出に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。